

令和8年度 産業廃棄物の資源化支援事業（専門家派遣） 募集要領

京都市内の事業場（工場等）から排出される産業廃棄物に関して、「サーキュラーエコノミー（循環経済）」の推進の観点から、更なる資源化に向けた取組を後押しするため、現場に専門家を派遣し、調査、助言する事業を実施します。

また、対象となった排出事業場の中で、早期の事業化を見込める事業場に対しては、継続的な伴走支援を実施し、資源化の実現段階までフォローします。

産業廃棄物の減量化や資源化にお悩みの方は、この機会にぜひ、御応募ください。

○ 応募期間

令和8年6月22日（月）～7月31日（金）

第1回締切：令和8年7月 6日（月）

第2回締切：令和8年7月21日（火）

第3回締切：令和8年7月31日（金）



1 問い合わせ先

組織名	京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課
所在地	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
連絡先	(075) 222-3957 担当：菅野、大野

2 当事業の趣旨、目的

国においては、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を強化するために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行」を第五次循環型社会形成推進基本計画で国家戦略に位置付けています。

このような潮流の中、京都市としても、産業廃棄物の排出事業者に対し、サーキュラーエコノミー（循環経済）の観点から、産業廃棄物の更なる資源化に向けた取組を後押しし、環境負荷の低い社会づくりを目指しています。

本事業では、産業廃棄物のより効果的な分別、有価物としての引取量の増加、再資源化利用などの静脈産業に関する最新情報の提供等を目的に、産業廃棄物の資源化に関する専門家の派遣を希望する排出事業者を募集します。

3 事業スケジュール

	予 定	申 請 者
応募期間	応募期間 (6/22~7/31)	募集要領をもとに申請書を作成・提出
書類選考	対象事業場の決定 (8月中旬までに)	書類審査、採択、通知
事業実施	産業廃棄物の資源化の可能性調査 (専門家派遣)	日程調整、マニフェスト等の事前確認
		専門家による現地調査（～10月下旬）
		結果の報告
	伴走支援の対象事業場の決定	専門家派遣の結果をもとに協議
	事業化に向けた伴走支援	専門家を中心とした継続的な事業化支援 (11月～2月)

※ スケジュールは、実際の状況により変更の可能性があります。

4 応募対象者

本事業の対象事業者は、京都市内に排出事業場を有する者であって、次の条件を満たしている者としてします。

- 会社及び会社に準ずる営利法人又は個人事業主
なお、代表となる実施主体を定めただうえて、複数の実施主体による共同での応募も可能とします。
- 保有する京都市内の排出事業場の年間で排出している産業廃棄物が1トン以上であること（ただし、感染性廃棄物及び建設混合廃棄物は除きます。）

5 専門家派遣を行う期間

対象となる排出事業者の決定日から令和8年10月まで（予定）

6 専門家派遣の内容

産業廃棄物分野のコンサルティング会社に在籍する専門家を派遣し、産業廃棄物の種類や性質に応じた資源活用の可能性を調査した後、再資源化に向けた必要な方策について、助言・提案を行います。具体的には、排出事業者の製造、販売等の現場（例：工場）の現地調査、製造担当者又は産業廃棄物の管理担当者へのヒアリング、産業廃棄物の保管場所の現地確認等を行い、結果に基づいた産業廃棄物の資源化に向けた助言や提案をフィードバックします。

【調査の内容】

- 排出事業場から生じる産業廃棄物の発生原因・種類・量の把握
- 産業廃棄物の再資源化・活用の可能性調査
- 事業場の天然資源投入量の把握 など

【提案の内容（イメージ）】

- 廃プラスチックについて、排出状況を調査し、マテリアルリサイクル可能な方策や経済性を提示
- 動植物性残さについて、堆肥化やバイオマス利用の具体的な方策や経済性を提示
- 金属くずに関し、分類、分別の工夫をすることで、有価物として価値を創出することができることを具体的に提示 など

7 対象とする排出事業者の数

10社程度

8 応募者多数の場合の選考

応募多数の場合は、専門家からの意見も踏まえ、事業効果が高いと認められる事業場を以下の選定基準により選考します。

	項目	内容
1	事業効果	産業廃棄物の資源化を進めることにより、効果として期待できる産業廃棄物の削減量は大きいのか。
2	実現可能性	産業廃棄物の資源化に取り組む内容は、実現性の高いものか。
3	市内企業への波及効果	産業廃棄物の資源化の事例として、市内事業場への波及が期待できるか。

9 応募方法

応募様式を「京（みやこ）さんぱいポータル」からダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、電子メールで提出してください。

応募用紙 URL : <https://sanpai.city.kyoto.lg.jp/useful/shigenkashien/>

提出書類：産業廃棄物の資源化支援事業 専門家派遣応募用紙
別紙 具体的に相談したい産業廃棄物情報

送付先メールアドレス：sanpaidesk@city.kyoto.lg.jp

* 送付の際は、件名に「産業廃棄物の資源化支援応募」と記入してください。

受付確認：廃棄物指導課でメールを受信後、折り返しメールを送信します。

* 折り返しメールが来ない場合には、お手数ですが、電話(075-222-3957)でお問い合わせください。

10 伴走支援について

専門家派遣を受けた排出事業者の中から、専門家による調査結果等も踏まえ、短期で事業化が期待できる事業者（1社程度）を、京都市で選考し、対象事業者と合意のうえ、産業廃棄物の資源化の実現に向けた専門家による“伴走支援”を実施します。当該伴走支援については、対象事業者に合わせた個別最適なメニューを立案し改善を促していくとともに、最終的には、対象事業者が自走して運用していけるよう、自立性を重視した形でサポートしていきます。（伴走支援例：産業廃棄物の具体的な再資源化ルートの構築、再生材の利用先の開拓、経済合理性の検証等）

11 その他

- (1) 応募者に対して、応募書類の受付後、応募書類の補正や説明、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 専門家派遣による産業廃棄物の資源化の可能性調査において、必要な書類（例：産業廃棄物収集運搬・処分契約書、産業廃棄物管理票）の閲覧を求めることがあります。その他、必要に応じ、社内の資料の閲覧を求める場合があります。ただし、企業秘密に該当する部分については、調査対象から外してもかまいません。
- (3) 専門家派遣を受けたことによる、産業廃棄物に関する業務改善の優良事例については、後日、京都市の媒体（市HP等）をはじめ、関係機関の広報媒体において紹介させていただきます。